

11 月
から

ひとり親家庭医療費助成制度の 一部が改正されます

ひとり親家庭医療費助成

改正 11 月診療分から自己負担金 1,000 円が廃止になります

【10 月診療分まで】
1 世帯 1 カ月あたり
1,000 円の自己負担あり



【11 月診療分から】
自己負担なし

【制度内容】

○受給対象者

父母が離婚、父または母が死亡、父または母が政令で定める障がいの状態にある児童、未婚の母の子など、父または母と生計を同じくしていない児童を育てているひとり親家庭の父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方

※所得制限があり、児童扶養手当一部支給と同じ所得制限限度額になります。

○対象児童

18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童

○助成内容

医療機関の窓口で支払った医療費が同一受診月ごとに 1 つの世帯ごとに合算した金額を助成します。受診の際には受給者証を提示してください。

○手続き

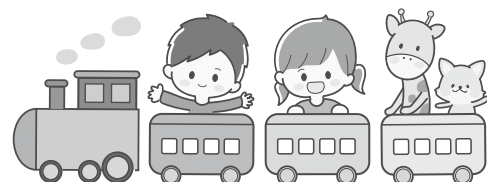
医療費助成を受けるには、事前にこども未来課または各行政局市民係で登録申請の手続きをしてください。提出された書類を審査し、認定されると請求した月の翌月分の医療費から助成されます。

手続きには次のものが必要です。

- ①戸籍謄本
- ②マイナンバーカード
- ③健康保険証
- ④請求者名義の通帳 など

【その他】

受給資格の更新登録手続きをされた方は、所得審査後、10 月末に新しい受給者証を発送しておりますので、記載内容の確認をお願いします。また、古い受給者証は市役所こども未来課または各行政局市民係までご返却ください。



詳しくは
こちら▶



保健福祉部 こども未来課 ☎82-1000

広告欄 Advertisement

有料広告募集中

問い合わせ…総務部 総務課 (☎0247-81-2117) へ

11 月
から

児童扶養手当の一部が改正されます

児童扶養手当

改正① 所得限度額が引上げになります

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。この度、全部支給及び一部支給の判定基準となる所得制限限度額が表のとおり引き上げられます。

扶養する 児童等の数	全部支給（受給資格者本人の前年所得）		一部支給（受給資格者本人の前年所得）		扶養義務者（※） （変更なし）
	これまで	11 月分から	これまで	11 月分から	
0 人	490,000	690,000	1,920,000	2,080,000	2,360,000
1 人	870,000	1,070,000	2,300,000	2,460,000	2,740,000
2 人	1,250,000	1,450,000	2,680,000	2,840,000	3,120,000
3 人	1,630,000	1,830,000	3,060,000	3,220,000	3,500,000
4 人	2,010,000	2,210,000	3,440,000	3,600,000	3,880,000
5 人	2,390,000	2,590,000	3,820,000	3,980,000	4,260,000

※扶養義務者とは、受給資格者本人と生計を同じくする直系血族および兄弟姉妹等をいいます。(円)

改正② 第 3 子以降の加算額が引上げになります

第 3 子以降の加算額が引き上げられ、第 2 子の加算額と同額になります。

【これまで】
全部支給 6,450 円
一部支給 6,440 円～ 3,230 円
(所得に応じて決定されます)



【11 月分から】
全部支給 10,750 円
一部支給 10,740 円～ 5,380 円
(所得に応じて決定されます)

【制度内容】

○受給対象者

父母が離婚、父または母が死亡、父または母が政令で定める障がいの状態にある児童、未婚の母の子など、父または母と生計を同じくしていない児童を育てているひとり親家庭の父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方

○対象児童

18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（心身に一定の障がいがあるときは 20 歳未満）

○手当が支給されない場合

- ①手当を受けようとする方や対象になる児童が日本に住所を有しない
- ②手当を受けようとする方もしくは対象となる児童が、手当額以上の公的年金等の給付を受けることができる
- ③対象になる児童が父または母の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含む）に養育されている など

詳しくは
こちら▶



○手続き

こども未来課または各行政局市民係で認定請求の手続きをしてください。手続きには次のものが必要です。

- ①戸籍謄本
- ②年金手帳
- ③マイナンバーカード
- ④請求者名義の通帳 など

○手当の額 (11 月 1 日現在)

- ①児童が 1 人の場合
全部支給・・・月額 45,500 円
一部支給・・・月額 45,490 円～ 10,740 円
- ② 2 人目以降の加算額 (1 人につき)
全部支給・・・月額 10,750 円の加算
一部支給・・・月額 10,740 円～ 5,380 円の加算

○手当の支払い

提出された書類を審査し、認定されると請求した月の翌月分から支給されます。支払は、年 6 回、奇数月（1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、11 月）の 11 日（支給日が土日・祝日の場合はその前の平日）に、2 カ月分の手当が指定口座に振り込まれます。

保健福祉部 こども未来課 ☎82-1000